

平成23年度第6回庁議 会議録

[日 時] 平成23年8月29日(月) 午前9時～午前9時50分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、教育長及び各部局長

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

- | | |
|-----------------------|--------|
| (1) 市議会定例会提出議案について | (関係部局) |
| 会派説明報告 | (企画部) |
| (2) 議会答弁課題の進捗状況報告について | (関係部局) |

(3) 連絡事項
なし

1 市長あいさつ

おはようございます。

まちづくり校区集會も、8月11日の新居浜校区で終わりましたが、その中で出ました課題や質問につきましては、各部局において、きちんと整理して、今後の対応をお願いしたいと思っております。

また、昨日まで2日間「笑顔甲子園」を実施しました。全国からの高校生の参加と市民の参加があり、大変盛り上がり、成功したと思っております。担当はじめ、ご協力いただいた職員にもお礼を申し上げます。一過性に終わらせることないように、長期総合計画の「笑顔輝くまちづくり」を意識して、今後も実施していきたいと思っております。

さて、9月6日には9月議会が開会予定です。この後、議案の説明などありますが、十分な対応をお願いします。

2 議事

(1) 市議会定例会提出議案について

市 長 それでは、議事に入ります。

市議会定例会提出議案についてですが、最初に企画部から会派説明の結果報

告についてお願いします。

<企画部長> 今回、4項目について8月23日から25日まで会派説明を行いました。その概要ですが、1件目の9月補正予算では、近代化産業遺産整備事業の端出場水発周辺の法面補修は周囲の景観と違和感のないようにしてほしいといった意見や定期巡回・随時対応型訪問介護事業費について、利用者負担金の算出根拠や実施主体はどこになるのかなどの質問がありました。また、民生児童委員費の実費弁償費を増額することになった経緯や今後も増額する計画があるのかといった質問や単独事業の一般下水路整備事業や道路整備、農道整備などの今年度の予算執行率についての質問などがありました。

2件目の総合文化施設の建設につきましては、駐車場について半地下の駐車場ということだが防犯面にも配慮しているのか。出入り口が1か所では混雑するのではないかといった質問がありました。また、レストランについては、一長一短はあるが、一定のレストランは必要ではないかという意見とレストラン運営はリスクが高いのでやめるべきで、軽食喫茶くらいにしておくべきだなどの意見もありました。また、施設の免震対応については考えていないのか、緊急時の避難所として施設の地下に飲料水タンクは設置できないか、当初の想定より全体の床面積などが増えているが、どのくらい事業費が増えそうかといった質問などがありました。

次に、3件目、新居浜市立保育所の民営化につきましては、新居浜保育園民営化中止の判断は遅いのではないかと。この時期に中止の判断をした理由は何か。また、応募に前向きな移管先法人があるにもかかわらず、民営化を中止するのかといった質問や、市として4園の民営化方針を出した以上、やり遂げるべきではといった意見もありました。そのほか、定員充足率の低下が民営化中止の理由だが、どの程度の定員充足率を判断基準としているのか。新居浜保育園の定員充足率が低下したのは、職員など保育園側にも原因があるのではないかと。また、新しい方針についてはいつまでに決定するのかといった質問が出されました。

最後に、太陽光発電補助事業についての主なものとしましては、補助対象や補助金額等を見直して継続してもらいたい。太陽光発電設置は初期投資費用が大変なので、無利子融資制度を検討できないか。また、企業の太陽光発電システム導入経費についての支援も検討してほしいといった要望や今後、補助率や補助金額については、どのようにしていくのかといった質問などがありました。

会派説明の概要については、以上です。

<市長> それでは、議案に沿って企画部、総務部の順で説明をお願いします。

<企画部長> 企画部からは、報告第20号から報告第23号、認定第2号、議案第

61号から第63号までについてご説明いたします。

議案書の1P～10P。まず報告第20号、平成22年度新居浜市継続費精算報告につきましては、一般会計におきまして、継続費を設定して事業を進めておりました「長期総合計画策定費」について、事業が完了いたしましたことから、所定の継続費の精算報告をいたすものです。

次に、報告第21号につきましては、公共下水道事業特別会計におきまして、継続費を設定して事業を進めておりました「終末処理場改築事業」及び「管渠等建設事業」について、それぞれ事業が完了したことから、所定の継続費の精算報告をするものです。

次に、報告第22号、健全化判断比率の報告につきましては、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、実質赤字比率等4項目の、平成22年度決算に基づく健全化判断比率について、監査委員の意見を付け、議会に報告するもので、実質公債費比率、将来負担比率とも早期健全化基準を大幅に下回っております。

次に、報告第23号資金不足比率の報告につきましては、同じく「財政の健全化に関する法律」の規定により、水道事業等6つの公営企業会計の平成22年度決算に基づく資金不足比率について、監査委員の意見を付け、議会に報告するもので、いずれも資金不足は生じておりません。

次に、37ページをお開きください。認定第2号、決算の認定につきましては、平成22年度新居浜市一般会計歳入歳出決算及び貯木場事業特別会計など10の特別会計の歳入歳出決算につきましては、監査委員の意見を付け、議会の認定に付すものであります。なお、決算の概要は7月開催の第4回庁議で説明しておりますので省略いたします。

次に、議案第61号から議案第63号までの予算議案につきましては、配布しております「平成23年度9月補正予算案の概要」に沿って説明いたします。

まず、一般会計の今回の補正予算規模は、3億6,049万4千円の追加で、補正後の予算総額は、449億7,511万2千円となっております。これを前年度同期と比較いたしますと、2億2,156万9千円、0.5%の減となっております。

特別会計につきましては公共下水道事業、介護保険事業の2つの特別会計の補正となっております。

それでは、一般会計補正予算の主な事業について説明いたします。

まず、公共事業の「介護基盤緊急整備事業」につきましては、認知症高齢者グループホームのスプリンクラー整備等に対しまして、県の補助内示がありましたことから、補助金を追加するものでございます。

2ページをお開きください。単独事業の「近代化産業遺産整備事業」につきましては、旧端出場水力発電所周辺の石積が崩落しており、文化財保護の観点から緊急性を要するため、法面の復旧及び補強工事等を実施するものでござい

ます。

次の「一般下水道整備事業」と3ページの「市単独土地改良事業」「農道維持管理事業」「道路整備事業」につきましては、市民生活に密着した道路・水路等の整備事業費を追加するもので、総額1億円の追加となっております。

4ページをお開きください。施策費でありまして、「地域支え合い体制づくり事業費」につきましては、日常的な支え合い活動体制づくり推進のためのパイロット的事業に対して、県の補助事業の交付が確定したことから、社会福祉法人等に補助金を追加するものでございます。

次の「定期巡回・随時対応型訪問介護事業費」につきましては、国の補助内示を受け、24時間対応による定期巡回・随時対応型訪問介護を実施できる事業所を公募により決定し、委託するものでございます。

次に、5ページの「母子家庭自立支援費」につきましては、母子家庭で、就業のための資格取得や専門的な技術の習得を目指す母親に対して支援をするもので、支給対象者が大幅に増加したため、補助金を追加するものでございます。

「地域コミュニティ活動支援事業費」につきましては、自治会のコミュニティ用具の整備に対しまして、自治総合センターの助成事業の交付が確定したため、補助金を追加するものでございます。

6ページをお開きください。

「自主防災組織推進費」につきましては、同じく自治総合センターの助成金の交付が確定したことから、防災啓発学習会や訓練等の実施に係る費用及び自治会に対する防災資機材の購入補助金の追加であります。

「DV対策推進費」につきましては、県補助金の内示に伴いまして、配偶者暴力支援センター設立準備事業を実施するものでございます。

7ページの「企業立地促進対策費」は、新居浜市企業立地促進条例に基づく奨励金対象事業及び交付予定額が確定したことによる補助金の追加でございます。

次の「商店街活性化対策費」につきましては、県補助金の内示に伴い、まち元気ネットワークが実施する「冬の七夕事業」に対して補助するものでございます。

8ページをお開きください。「太陽光発電推進費」につきましては、申請件数の増加に対応するため、360件分の太陽光発電設置補助金を追加するものでございます。

次に経常経費「民生児童委員費」につきましては、民生児童委員の実費弁償費につきまして、県負担金の増額に伴いまして、553万9千円を追加するものでございます。9ページの上段は、財源内訳になっております。

次に特別会計について、公共下水道事業特別会計につきましては、認可区域外の汚水管渠の整備に伴い、単独下水道事業費について予算

措置するもので、700万円の追加でございます。

最後に介護保険事業特別会計でございますが、平成22年度事業の精算に伴う償還金について予算措置するものでございます。以上です。

<総務部長> 総務部からは、報告第24号、報告第29号、議案第58号、及び追加提出予定の人事議案について説明します。

まず、報告第24号「専決処分した事件の承認について」議案書の11ページから18ページまでをお目通しください。

本件は「新居浜市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例」の制定について、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律」が、平成23年6月30日に公布、一部の規定を除く同日からの施行に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため、専決処分をしたもので、議会に報告し、承認を求めるもの。

第1条で「新居浜市税賦課徴収条例」の一部を、第2条及び第4条で「新居浜市税賦課徴収条例及び新居浜市都市計画税条例の一部を改正する条例」の一部を、第3条で「新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例」の一部を、第5条で「新居浜市都市計画税条例」の一部をそれぞれ改正したものであります。まず、新居浜市税賦課徴収条例の一部改正について。内容としましては、個人市民税では、寄附金税額控除の適用下限額の引下げ等、肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例の延長等、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率の特例の延長、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例に係る施行日の延長等であります。このほか、法改正によりまして税全般にわたって秩序犯に係る法定刑の引上げ等が行われたことに伴う、特別土地保有税に係る不申告に関する過料の新設を始めとする、税全般に係る過料上限額の引上げ等についてであります。

次に、報告第29号「専決処分の報告について」

議案書の29ページから31ページまでをお目通しください。

本件は、平成23年7月13日午後3時55分頃、防犯パトロールのため市道「東田光明寺線」を東進中の公用車が、東田二丁目甲1525番地の1地先の一般県道「国領高木線」との交差点を通過する際、西進してきた右折中の相手方小型自動車と衝突し、双方の車両が損傷した交通事故に係る「相手方との和解」及び「損害賠償の額の決定」について、平成23年8月12日、専決処分をしたので、議会に報告するものであります。和解の内容としては、当事者との協議及び日本興亜損害保険株式会社の査定により、新居浜市は相手方に対し、車両の修理に要する費用「24万8,724円」のうち20%に相当する額「4万9,745円」を支払し、相手方は新居浜市に対し、公用車の修理に要する費用「17万8,511円」のうち80%に相当する額「14万2,809円」を支払することとしたものであります。なお、損害賠償額につきましては、全

額、日本興亜損害保険株式会社から、一般自動車総合保険により、支払われる予定となっております。

次に、議案第58号「財産の取得について」議案書の50ページ、51ページをお目通しください。本議案は、消防ポンプ自動車CD-I型を取得するもので、去る8月3日、6者による一般競争入札の結果、3,025万円で、株式会社岩本商会が落札し、消費税及び地方消費税額151万2,500円を含む、3,176万2,500円で、契約を締結しようとするもので、「新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。なお、今回更新予定の消防ポンプ自動車CD-I型は、北消防署川東分署に配備する予定。次に、追加提出予定の人事議案であるが、人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員、杉本枝里子氏及び丹絹子氏は、平成23年12月31日をもって、任期が満了するので、新たに委員の候補者を推薦するについて、議会の意見を求めるものです。

<教育委員会事務局長> 教育委員会事務局からは、報告第25号及び第30号と条例議案である議案第59条につきまして説明いたします。

まず、報告第25号「専決処分の報告」につきましては、「学校給食費滞納者に対する未払い学校給食費請求の訴えの提起について」でございます。議案書の19ページ及び20ページを御目通しください。

本市では、学校給食費滞納者のうち、特に悪質な滞納者16世帯に対し、平成23年2月18日、新居浜簡易裁判所に対し民事訴訟法に基づく支払い督促の申立てを行っております。このうち1世帯から「分割払いを希望する」内容等の督促意義申立書が提出されましたが、民事訴訟法第395条の規定により、意義申立てがあった場合、支払い督促の申立て時に、訴えの提起があったものとみなされることから、地方自治法第180条第1項の規定により、当該訴えの提起について平成23年7月15日専決処分をし、同条第2項の規定により報告するものでございます。この訴訟の内容といたしましては、児童の保護者に対し、未払学校給食費の支払いを求めるものでございまして、滞納金額は合計で10万8,200円となっております。

次に、報告第30号「専決処分の報告」につきましては、「訴訟上の和解について」でございます。議案書の32ページから34ページを御目通しください。本件は、支払い督促の申立て中に異議申立書が提出された学校給食費滞納者のうち、平成23年7月15日、訴えの提起について専決処分をいたしました件につきまして、相手方である児童の保護者1名との間で、訴訟上の和解をすることについて、地方自治法第180条第1項の規定により平成23年8月16日専決処分をし、同条第2項の規定により報告するものでございます。

和解に至った経緯といたしましては、同月11日、新居浜簡易裁判所におき

まして、相手方である児童の保護者から、該当の給食費残り代金等12万2,196円につきまして、平成23年8月から平成24年2月にかけて「分割払いを希望する」という和解の申出がございましたので、未払給食費等を全額支払うことを求める市の基本的な立場が和解協議の中で確保されましたことから、訴訟上の和解に応じたというものでございます。

次に、議案第59号「新居浜市スポーツ推進審議会条例」の制定についてでございます。議案書の52ページから54ページを御目通しください。

平成23年6月24日、スポーツ基本法が公布され、同年8月24日から施行されておりますが、この法律は、昭和36年に東京オリンピックの開催に合わせて制定されましたスポーツ振興法を50年振りに全部改正し、スポーツの基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに新しい時代に即したスポーツ施策の基本となる事項を定めたものでございます。本議案は、従前のスポーツ振興法の規定に基づき制定しております新居浜市スポーツ振興審議会条例の全部を改正し、スポーツ基本法第2条に規定されております基本理念の実現を図るため、新たに新居浜市スポーツ推進審議会条例を制定しようとするものでございます。条例の内容といたしましては、第1条で審議会の設置を、第2条で審議会の所掌事務を定めております。次に、第3条から第6条の規定で審議会の委員、組織等に関する事項を、第7条で審議会の庶務を、第8条で条例の施行に関する必要な事項の委任を定めております。審議会の今後につきましては、本市のスポーツ推進計画の策定に関する事、平成29年に開催される愛媛国体に関する事など、本市のスポーツの推進に関する重要事項について、調査審議を行っていただく予定でございます。なお、この条例は、公布の日から施行したいと考えております。

以上で説明を終わります。

<環境部次長> 報告第26号、「専決処分の報告」につきまして、ご説明いたします。

議案書の21ページから23ページまでをお目通しください。

本件は、「和解及び損害賠償の額の決定について」でございまして、平成23年6月16日午後4時15分頃、市道馬淵萩生線・萩生328番地先路上において、下水道施設調査のため、公用車が南進していたところ、西側から進入してきた相手方の自転車と接触し、相手方の自転車が損傷した交通事故に係る「相手方との和解」及び「損害賠償の額の決定」について、平成23年7月28日、専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

和解の内容といたしましては、当事者との協議及び日本興亜損害保険株式会社の査定によりまして、新居浜市は相手方に対し、自転車の修理に要する費用の100パーセントに相当する額「8,190円」を支払うことといたしましたものでございます。なお、損害賠償額につきましては、全額、日本興亜損害保険株式会社から、一般自動車総合保険により、支払われております。

<建設部長> 報告第27号及び報告第28号について説明をいたします。

まず、報告第27号「専決処分の報告」につきましては、市営住宅家賃滞納者に対する市営住宅明渡等請求の訴えの提起について。議案書の24ページから26ページをお目通しください。本件につきましては、1年以上の長期家賃滞納者21人に対し、平成23年5月31日付けの「市営住宅の使用許可取消条件付滞納家賃請求書」により、平成23年6月30日までに滞納家賃を完納するよう最終催告を行い、期限までに納付しない場合には、公営住宅法及び新居浜市市営住宅条例の規定により使用許可を取り消し、直ちに住宅の明渡しを求めると及び家賃等の支払を求める訴訟提起の手続きをとることを通知していたものです。この結果請求に従い、滞納家賃の全額を支払った者6人、分割納付の誓約等を行い履行している者12人の合わせて18人を除く3人につきまして、平成23年8月8日、松山地方裁判所西条支部へ訴訟提起を行ったものです。この訴訟の内容といたしましては、入居者3人及び連帯保証人1人に対し、市営住宅の明渡しと滞納家賃等の支払を求めたというものです。今回提訴した3人の滞納状況でございますが、滞納月数は1年2か月から1年11か月までで、3人の滞納金額は合計すると家賃21万5,900円と督促手数料5,400円で合計請求額は22万1,300円となっております。

次に報告第28号「専決処分の報告」につきましては、「損害賠償の額の決定について」です。議案書の27ページ及び28ページをお目通しください。本件は、平成23年7月30日午前9時30分頃、市道「土橋中筋線」、土橋二丁目6番34号地先路上において、北進中の小型自動車が道路側溝のグレーチング上を走行した際、当該グレーチングが跳ね上がり、車両が損傷した事故に係る損害賠償の額を決定し、平成23年8月8日、専決処分をいたしましたので、報告するものです。損害賠償の額につきましては、当事者との協議及び全国市有物件災害共済会の査定によりまして、車両の修理に要する費用、「8万1,743円」と決定いたしましたものです。なお、損害賠償額につきましては、全額、全国市有物件再額共済会から支払われております。以上です。

<水道局長> 水道局からは、認定第1号について説明をいたします。平成22年度新居浜市水道事業会計決算及び平成22年度工業用水道事業会計決算については、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。概要につきましては、第4回庁議において報告いたしましたので、説明は省略いたします。

<市民部長> 議案第56号「町の区域の変更」につきまして説明をいたします。議案書の39ページから45ページまでをお目通しください。議案書44ページの別図3に示しております坂井町二丁目の一部を議案書の43ページの別図2のとおり、庄内六丁目に編入すること及び別図3に示している庄内町五丁目の一部、庄内町六丁目の一部及び坂井町一丁目の一部を別図2のとおり、それぞれ坂井

町二丁目に編入することに伴うものです。この変更は、新居浜都市計画事業新居浜駅前土地区画整理事業の施行による駅前自転車歩行者専用道路11号線の新設、音松川の暗渠による専売公社南通り線の拡張、及び市道宗像筋線の位置変更などによるもので、地方自治法第260条第1項の規定により当該変更について議会の議決を求めるものです。なお、この区域の変更は、地方自治法施行令第179条の規定により、土地区画整理法の規定による新居浜駅前土地区画整理事業の換地処分に係る愛媛県知事の公告があった日の翌日から効力を生じるものです。

<経済部長> 議案第57号「市有財産の無償譲渡」につきまして、説明いたします。議案書の46ページから49ページまでをお目通しください。

本案は、平成21年12月から着工しております新居浜市営渡海船の新造船が完成したことに伴い、売却予定であった現有船を宮城県気仙沼市に本社を置く「大島汽船株式会社」に無償譲渡しようとするものです。譲渡の相手方であり「大島汽船」につきましては、昭和23年7月に設立された資本金約5,300万円の株式会社でございまして、そのうちの10%を気仙沼市が出資しております第三セクターでございます。同社は気仙沼湾に位置する人口約3,500人の離島であります大島と気仙沼を結ぶ唯一の定期航路を運航していましたが、今回の東日本大震災によりまして、所有する船舶7隻のうち3隻が沈没等により使用不能、残り4隻も陸に打ち上げられており、現在、当該4隻の現場復帰に向けた作業が進められております。フェリーの航路につきましては、広島県江田島市から6カ月間の無償貸与を受けたフェリーで再開しておりますが、今後の安定的な航路維持には、もう1隻のフェリーを確保する必要があること、また、大島の復旧復興のためには、重機車両の運搬が不可欠でありまして、気仙沼市長及び同社から現有船をぜひ譲渡してほしいとの切実な要望がございましたため、東北の復興の一助とすべく、現有船の無償譲渡につきまして、議決を求めるものでございます。譲渡する船舶につきましては、平成元年7月に進水いたしました総トン数115トンの汽船「おおしま」でございます。譲渡にあたりましては、定期航路事業の用途に供することを条件といたしまして、当該用途に供することを中止しようとするときは、本市の承諾を得ることとする契約条項を設ける予定にいたしております。新居浜市の財産が東北の復旧復興に役立てることを担保することにしています。なお、船舶の引き渡しは新造船の就航に合わせて本年11月に行いたいと考えております。

<福祉部長> 議案第60号「新居浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」の制定についてご説明いたします。議案書の55ページ、56ページをご覧ください。

本議案は、「災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」が本年

7月に公布、施行されたことに伴い、同法上の災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲が従前、配偶者、子、父母、孫及び祖父母でありましたところに、兄弟姉妹が加えられましたことから、この改正に準じて本条例中の災害弔慰金を支給する遺族の範囲に、兄弟姉妹を加えようとするものです。この法改正は東日本大震災の甚大な被害を鑑みて行われたものでございまして、被災された方の福祉及び生活の安定に資するため、同法等に準拠し、災害弔慰金の支給等について制定している本条例につきましても、同改正に準じて適用範囲を拡大しようとするものでございます。この改正により、本条例による災害弔慰金の支給対象が死亡者の兄弟姉妹へも拡大されますが、その順位は、配偶者、子、父母、孫及び祖父母に次ぐものでございまして、これらの遺族のいずれもがいない場合で、災害により死亡した者の死亡当時にその者と同居していた者又は生計を同じくしていた者に限り、支給の対象となります。なお、この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金を支給する遺族の範囲及び順位について適用したいと考えております。

<市長> 事故の和解の案件が多くあるが、相手方に過失があるケースもあるようだが、引き続き交通事故がないように十分気をつけていただきたい。

先週、陸前高田市と気仙沼に行き、様子を見てきた。報道のとおりひどい状況であった。市役所では副市長や担当部長とお話をしてきたが、大変よろこんでいただき、期待もしていただいているので役に立ちたいと考えている。冒頭にも申し上げたが本会議、委員会での対応をお願いします。

(2) 議会答弁課題の進捗状況報告について

<市長> 議会答弁課題の進捗状況について、特に報告が必要という項目について簡潔に説明をお願いします。まず、企画部から。

<企画部長> 企画部からは1件報告いたします。

項目番号54の市ホームページへの「音声読み上げ機能」の導入についてですが、文字が読みづらくなった高齢者や視覚障害者の方などの利用が見込まれます、ホームページへの「音声読み上げ機能」の導入につきましては、先進自治体の事例を参考に検討を進めることにしておりますが、システム導入における問題点等について、調整、協議を進めまして、予算の確保も含め、導入について検討を行います。

<総務部長> なし

<福祉部長> 福祉部からは項目番号42の災害医療ネットワークの体制づくりについて。

答弁内容では、一定の広域的な取り組みになることから、二次保健医療圏である新居浜・西条圏域及び四国中央市も含めたネットワークづくりや災害医療コーディネーターの仕組みを視野に入れた上で、国・県からの情報収集を行いたいということです。対応内容ですが、西条保健所で行われた医療対策事務主管課長会において意見聴取したが、災害発生時には広域的な取り組みが必要であるため、やはり県が中心に行うものであり、現在準備を進めているとの話です。今後は県の取り組みを注視していきたい。

<市民部長> 市民部からは新規が5件あるがそのうち3件についてご説明をします。

まず、36番の避難所等の安全性についてですが、避難所への案内表示や標高表示については今年度中の早い時期に公民館、本庁舎、各支所へそれぞれ地点のわかる表示をしたい。他の施設や道路の標高表示や誘導表示については、国県の設置状況や先進地の例を参考に関係部局と調整していきたい。次に39、被災者の支援システムの導入について、住民基本台帳や家屋台帳のデータの取り込みを行った。今後帳票の様式など運用上の問題点やデータの定時更新の時期等について関係各課と協議を行い運用できるようにする予定です。次に40、防災・防犯体制についてのうち情報伝達について。防災行政無線の自治会広報設備への接続をし、自治会広報塔においても防災行政無線の情報を放送できるようにするため現在各自治会が所有している放送設備の現地調査を実施しているところ。今後調査結果を踏まえ、庁内検討委員会において検討します。また、エリアメールの運用ですが、NTTドコモから利用料を無料にするという提案がありましたので、7月25日から運用を開始いたしました。県下では四国中央市及び今治市が運用をしているとのことです。

<環境部次長> 環境部からは2件についてご説明いたします。

まず、11「地球温暖化防止対策について」は、去る7月23日（土）、新居浜市地球高温化対策地域協議会・平成23年度総会を開催し、これまで取り組んできた「マイバックの持参推進」「エコドライブの普及促進」「節電・節水」の3項目に、新たに「ごみの減量」を加えることが承認され、今後、マイバック持参推進キャンペーンやエコライフシール配布などの活動を行うとともに、ごみ減量に向けた具体的な活動を幹事会で協議、決定して取り組んでまいります。

次に、24「受動喫煙防止とポイ捨て禁止」は、啓発看板を駅前広場に2か所設置しました。また、6月21日（火）午前7時から8時45分と午後5時から6時45分の2回、通勤通学時間帯に、駅前の歩行者の流れやごみのポイ捨て状況などの調査を実施しました。結果、歩行喫煙者は全歩行者のうち0.7%（12名）で、吸殻は495本、びん・缶・ペットボトルは合わせて19

本捨てられている状況でした。今後も引き続き調査を行う予定としておりまして、路上喫煙禁止やポイ捨て禁止について、まち美化条例の改正での対応を検討してまいります。

<経済部長> なし

<建設部長> 44の地籍調査について、上部東西線を継続して大生院方面へむけて調査を進めているが、今年度、次郎丸地区の0.28km²について調査をすることとなり、9月21日と28日に中萩公民館で地元説明会をすることとなっています。

<水道局長> 新山根配水池の整備については、平成23年度に地盤改良工事などを発注する予定であったが、東日本大震災を受けて中央防災会議専門部会において想定地震、津波を検討する必要があると発表され、また、7月25日には四国地方整備局から東南海・南海地震等による想定外力の速やかな見直しを行い、秋ごろをめどに取りまとめを行うことが公表されました。そこで、国の見直しを受けて、再度設計を見直した後、工事発注の予定です。

<教育委員会事務局長> なし

<消防長> 救急医療情報キットの配布を平成23年7月1日から開始した。配布対象者は65歳以上の独り暮らしの高齢者、身体障害者手帳1級もしくは2級の交付者で独り暮らしの方、聴覚障がい認定を受けている方などに配布をしたい。広報については、7月号の市政だよりやHPでの広報、公民館や高齢者センターなどにおいて配布のお知らせを行っています。8月29日現在、31名から申請があり配布をしました。今後も広報を継続していきたい。

<市長> 答弁課題については以上ですが、何かご質問はありませんか。

1点、震災関係のがれきの処理について問い合わせなどもたくさんきているのでまとまった考え方をしておきたい。環境部から願います。

<環境部次長> 東日本大震災で発生した、災害廃棄物の処分について8月19日金曜日の朝日新聞で報道があったが、新居浜市としての考え方を説明します。

本件については、4月8日付で環境省から災害廃棄物の広域処理体制の構築の協力要請及び災害廃棄物の受け入れ可能量等に関する照会があり、これに対して本市では塩分濃度や土砂の付着の状態が焼却場や最終処分場で受け入れ

可能なものであり、被災地において選別が行われた状態で搬入される前提で受け入れ可能量をお答えしている。なお、この調査の回答といたしましては、本市が災害廃棄物の受け入れを表明したということではなく、本市の処理施設の能力を調査するためのものであると認識している。環境省においては、今後この調査をもとに被災地とのニーズのマッチングを行うことにより、全国規模の広域処理体制の構築を図りたいということだが現時点では具体的な受け入れ要請はなく、詳細については未定となっている。また、5月2日には厚生労働省、経済産業省、及び環境省の3省連名で福島県内の災害廃棄物の当面の取り扱いが公表され避難区域及び計画的避難区域の放射性物質により汚染されている恐れのある災害廃棄物は当面の間、移動及び処理を行わない方針が示されている。こうしたことから本市においては、放射性物質により汚染されている恐れがないことが確認され、処理施設が受け入れできる性状、条件を満たさない限り受け入れることはできないと考えている。今後具体的な要請があった場合は、市民の安全安心を最優先に災害廃棄物受け入れについて慎重に判断していきたいのでご理解をいただきたい。

<市長> 以上のような方針ですので、ご理解をお願いします。

陸前高田市の復興イベントに先週金曜日から職員3名と物産協会関係者5名が参加している。ほぼ完売したとの報告を受けています。

他にないようですので、以上で庁議を終わります。